

湖北特別支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

学校に在籍する児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法 第二条より」

2 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。学校の内外を問わず、全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置しない。全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう「学校いじめ防止基本方針」を策定する。学校は、生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、その再発防止に努める。

3 学校いじめ対策組織

（組織名）「湖北特別支援学校 いじめ防止対策委員会」

（構成） 校長、教頭、生徒指導部部長・副部長、総務部長、学科主任、当該生徒の学年主任・担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、保護者の代表、生徒会の代表、学校医、警察、カウンセラー等の外部専門家等

＊協議や対応する内容に応じて、参加構成員は柔軟に対応する。

（役割） 組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

○いじめの相談・通報の窓口とする。

○定期的なアンケート調査及び会議の開催を実施する。（7月、1月 年2回）

いじめに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

○いじめの疑いに関わる情報があつたとき、いじめの事実が認められたときには、緊急会議を開き、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定等を行う。

4 いじめの未然防止

○年度始めの職員会議にて、教職員全員の「いじめ」についての共通理解を図る。

○生徒に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れる。

「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

○教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む。また、幅広い社会体験・生活経験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

○自他の意見の相違があつても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力、ストレスを感じた場合でも誰かに相談して、適切に対処できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。（「ソーシャルスキル・トレーニング」）

○一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。

○生徒に「いじめについての相談や通報は適切な行為であること」「相談窓口があること」を伝える。

また、身近な大人に、いじめについて相談したり通報したりしやすい環境を作っていく。

○全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、一人一人が活躍できる機会を提供していく。そして、生徒の自己有用感や自己肯定感が高められるよう努める。

5 いじめの早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- 自分の気持ちを表情や態度、言葉等で上手く伝えられない生徒に対しては、特に注意を払う。当該生徒の身体的なあざや怪我、体調不良等には慎重に対処する。
- 教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することに努める。
- 定期的なアンケート調査や会議の開催を実施する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、友達関係での心配事や悩み等を事前に把握する。

6 いじめに対する措置

(1) いじめを発見したとき、いじめの相談・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその場でその行為を止める。
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 発見、相談、通報を受けた教職員は、「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- 「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。言葉で表現できない生徒に対しては、それを発見した関係生徒から慎重に事情を聴き取る。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- 電話連絡や家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて見守りを行ったり、いじめた生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめた生徒から、事実関係の聴取を行う。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- 聴取後は、迅速に保護者に連絡する。事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- いじめは人格を傷つけ、生命や身体、財産を脅かす行為であることを話し、自らの行為の責任を自覚させる。生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。ただし、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
(懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学、停学、訓告のほか、生徒に肉体的苦痛を与えるものではない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断され则认为られる行為として、注意、叱責、居残り、別室教室、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。退学・停学については、公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除くものとする。)

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えるよう話をする。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを話す。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは 「いじめ防止対策推進法第二十八条より」

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。)

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とする。)

(2) 重大事態が発生した場合の連絡体制

<学校内>

発見者 → 担任 → 学年主任 → 学科主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長

<教育委員会>

校長 → 学校安全保健課 (Tel043-223-4089) → 教育長 → 知事

→ 特別支援教育課 (Tel043-223-4047) *二報以後の対応

*緊急時には、臨機応変に対応する必要がある。一報後、改めて、文書により報告する。

(3) 重大事態が発生した場合の初動対応

○いじめ防止対策委員会を招集する。

○教育委員会に報告する。

○必要に応じて警察等関係機関に通報する。

○事実関係を明確にするための調査を実施する。(学校または教育委員会)

○調査結果については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

8 公表、点検、評価

○「学校いじめ防止基本方針」をホームページで公表する。

○年に一度、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを実施する。

○学校評価において、いじめへの取組を保護者、生徒、所属職員で評価する。